

# 尊卑分脈の成立と編成

益田宗

尊卑分脈は、現存する藤原氏北家の巻ほかの巻題をもとにすれば、洞院公定の編集した系図集であることが明らかである。すなわち、

新編纂図本朝尊卑分脈系譜雜類要集卷第三

特進亞三台 藤 公定撰

(藤原一、北家甲)

新編纂図本朝尊卑分脈系譜雜類要集卷第四

特進亞三台 藤 公定撰

(藤原二、北家乙)

したがって、撰者の藤公定(洞院公定)が正二位(特進)で権大納言(亞三台)であった時期を求めれば、尊卑分脈の編集が終った年代が分るはずである。公定は、永和二年(一三七六)二月十二日に権大納言、翌年正月五日正二位となっているから、永和三年以降が上限となるし、彼はその後、永徳二年(一三八二)十月、一時、官を辞したが、至徳二年三月二十七日に還任、翌年十一月二十七日、再び之を辞した。嘉慶二年(一三八八)五月二十六日には再び還任、応永二年(一三九五)三月二十四日に内大臣に昇った。この年、彼はまもなく従一位に叙され、次いで右大臣となっている。このように、公定が特進亞三台であった時期は、中間に散位の期間を挟むが、永和三年から応永二年まで、彼が三十

八歳から五十六歳までの間である。もちろん、編集という書物の性質上、長期間の準備を考えねばならないことは言うまでもないが、尊卑分脈の成立は、ほぼこの時期にあったといえよう。

また、上掲の巻頭の記事からは、藤原氏北家の巻が全体の巻三と巻四に充当されていることが分る。では、巻一と巻二とは何であったのか。全体では何巻であったのか。その全体はほぼ完成していたのか。こういった疑問については、ほとんど分っていない。

これらの疑問に或程度の解答を与えようと思われのが、次の一通の文書である。(口絵参照)

(端裏ウハ書)  
一(切封) 御返事申入へく候、

事無述所用候て

連々言上候き、未被

召出候哉、大切候、為之如何、

所詮、先本朝姓戸を

始而被定候賜人臣候最初

恐 躰之 処、仰 旨 先 以

濫勅何代候哉、不審候也、系図次可被召替候之由、可

参差事并相漏

事等候へ、不被置

賢慮候、巨細可直

付候敷、さても姓戸録

承悦候、雖無為事候、  
得御意候哉、

連々可言上之由、挿心  
後七月十六日公定状

中之處、残暑病氣  
無左右注付候雖恐入候、

無退転之間、每事  
七僧法会

惘然送日候、旁可参  
題名僧  
散花等注入返上候、為恐候、

僧名賜了、殊畏入候、

次第返上之時、同終写功可

進入候、七僧法会所持候間、

返上候、此灌頂尊号記録と

申候所役可有之候之處、不

被注候不審候、三礼ハ、乞戒師

必兼行事候、唄も不見候、饒役

同不付候、鉢ハ讚衆下役候、無

不審候、同此時着座御布施取

已下俗中散状も不審候、委細

分候者、同可申出候、系凶事、公定

今度新造十帖調卷分候、  
其内

藤氏三帖候、今未終功之間、中書ハ

当流二卷候、今聊大帖候、上ハ自  
神代、攝家已下九条殿御流輩  
許候、中帖ハ北家内自余雜々候、下帖ハ  
北家魚名流并南式京等候、先上の中書

進上候、狼籍雖恐憚入候、進上候、  
随分僧女已下巨細勘注分候、猶

これは、本所蔵の後愚昧記原本第二十六卷に収められている書状である。後愚昧記は三條公忠(一三二四—一三八三)の日記、第二十六卷は、永和二年九条忠基関白拜賀散状、中原師香からの同年二月(十一日)付書状、同年二月某日付公忠の三条実継充の書状(実継の勘返あり)、同年三月二十四日舞御覽・同月三十日政始・四月旬平座等の交名、同年七月八日三条実継からの書状、及びここで採り上げる同年閏七月十六日付洞院公定からの書状、以上から成り立っている。後愚昧記の永和二年正月から九月までは、日記の原本は現存しないが別に写本が伝っているから、これら第二十六卷は日記の記代ではなく、後日に備え調卷されて、日記とともに保存された文書類であると思われる。

前掲の永和二年閏七月十六日の洞院公定書状であるが、「後七月」とあることをもとにすれば、永和二年が相当するし、また文中に「七僧法会」とあるのは、光嚴天皇十三回忌仏事として七月七日安樂光院に七僧法会を行ったことに関係しているとみられるから、この書状が永和二年であることに間違いない。

さて問題は「系凶事」以下である。以下その要点を記すと、

(1) 自分は、今度、系凶十帖を新造した。

(2) 十帖の内、藤氏は三帖である。

(3) 藤氏三帖の内の上帖は、神代から攝家已下の九条流である。

(4) 藤氏三帖の内の中帖は、藤氏北家の内で攝家の九条流を除いた流である。

(5) 藤氏三帖の内の下帖は、藤氏北家の魚名流と、南家、式家、京家の流である。

(今、上の中書(草書本・清書本)に対する中書本か)を貴下(三条公忠)に進上するから、僧・女已下、参差の分や漏れている点があったら直して貰いたい。

などである。末尾の「姓戸六(録)」については、後に触れる。

(甲)(乙)の点であるが、これは今日見ることのできる写本でも確認できそうである。活字本にして国史大系に収められている形でも充分確認できる。まず、本稿の最初に掲げた巻三(藤原一、北家甲)には、次の三篇が収められていて、

第一 神代上祖諸流元始以下攝家相統孫

第二 九条右丞相師輔公九男太政大臣公季公孫 閑院流

第三 京極攝政師実公二男左大臣家忠公・同三男大納言経実卿并五男

大納言忠教卿等孫 花山院・大炊御門・難波等流

がそれに当る。まさに三篇とも公定いうところの「自神代攝家已下九条殿御流輩許候」である。

次に巻四(藤原二、北家乙)はどうかとみれば、八篇が収められ、藤原道長の子の頼宗・長家の孫、藤原兼家の子道隆・道綱・道兼の孫、藤原師輔の子伊尹・為光の孫、藤原師通の子家政・家隆の孫が内容であり、巻三収録以外の北家の人々が相当する。彼らを公定が「北家内自余雑々候」と表現して一応差支えない。

北家の各流の祖は、それぞれ重出することになるが、攝家相統孫(巻三ノ第一)では魚名は「子孫相統繁多、略之、委細註別卷」、公季は「子孫相統多流、略之、委細当卷内各別註之」、家忠・経実・忠教はそれぞれ「子孫相統多流、略之、委当卷内各別註之」とあって、北家の魚名流だけが別巻になっていたことを示している。以上は、巻三ノ第二と第三とに収められる九条殿御流についてであるが、巻四(藤原二、北家乙、第一〜八)に収められる流祖を同じように攝家相統孫(巻三ノ第一)で

みると、一様に「子孫相統略之、他卷内各別註之」している。これらをあわせてみると、巻三の内では編が変わっても当巻内と指しているが、他巻を指すときは別巻(他巻)と注記していることが分る。

さて、尊卑分脈で、上述の巻三・巻四以外の藤原氏の部分は、どうなるであろうか。すなわち国史大系本第二篇の部分と、公定がいう下帖とは、果して同じものであるか。そこで手懸りを与えられるのが、今見てきた別巻という注記である。つまり、国史大系本第二篇に収められている諸流の流祖は、巻三・巻四では「委細註別卷」と記されて相関しているから、これら第二篇の諸流を収録している巻は、巻三・巻四と連れることになる別巻、と考えてよいことになる。公定いう「北家魚名流并南式京等候」に従えば、下帖は巻五(藤氏三、北家丙魚名流南家式京家)であったことになる。ここで北家丙と北家出の魚名流と二つ分けたことは、この巻五の初めに、北家の、魚名流以外の諸流をも収めているから、これを一括して北家の魚名流とは読み難いからである。やはり中帖(巻四)にいう「北家内自余雑々」の残りの部分の存在を下帖(巻五)にも認めなくてはなるまい。

十帖の内、巻三、巻四、巻五との三帖が藤原氏であることが判明したが、残七帖は何であったろうか。巻三(藤氏一、北家甲)には「子孫相統、委細注神祇社官流」「兄弟五人子孫等有之、委注神祇道系図」「子孫相統、委細注社官系図之内」などの注記がみえるから、これら諸道系図が藤原氏以外の巻々として収録されていたといわれている。このほか「卜家系図」「荒木田祠官系図」に触れた注記もある。現行の尊卑分脈の源氏の部分が、後人の補入でないとする、

以上、皇子源氏等廿二人、皇女正子内親王以下廿七人也、皇女等略之而不載之、悉見帝王系図矣、(嵯峨源氏、なお同趣旨の注記は、仁明源氏・文德源氏・陽成源氏・宇多源氏・醍醐源氏・村上源氏・三条源

氏・後嵯峨源氏・後深草原氏・龜山源氏にみられる。

と記しているから、これらの系図は、尊卑分脈内に帝王系図(帝皇系図)の存在を前提にしていた、と考えねばなるまい。かくして、尊卑分脈には帝王系図や諸道系図なども含まれていたと考えられる。

光孝源氏の流の康尚の注に「子孫相統、仏師流祖也」とあるのも、仏師系図が含まれていたことを示すのではあるまいか。

上文で態度を保留して置いた源氏も、実は尊卑分脈の一部であることは明かである。それは清和源氏頼信の流に、

新編纂図本朝尊卑分脈系譜雜類卷 (マ)

特進亞三台 藤 公定撰

●源氏乙下 ●貞観下 ●清和下

と巻題を書き出して第一、三編の系図を収めているから、前の藤氏の場合と同じ体裁であることが分る。したがってこの巻の直前に、

●源氏乙上 ●貞観上 ●清和上

という一巻もあったことが推測できる。そして、この推測した巻が、前者の源氏乙下の巻に多数ある注記「有子孫相統、當流上巻内載之」によって確認できる。この當流上巻は、現行本の

第一 清和天皇孫経基王子満政・満季・満快流

第二 満仲息男頼光・頼親・頼平・頼範等流

第三 頼信朝臣息男頼清・頼季・頼任・義政流

の三編の系図から成っていたようで、この中では「子孫相統繁昌、当流孫各別・載之」の注記によって下巻を受けるようになっていた。源氏乙上下がある以上、源氏甲の帖もあつたに違いない。

こうして、今、確めえた編目は、十帖の内、六帖(或いは七帖)。

藤原氏一 北家甲 (巻三)

藤原氏二 北家乙 (巻四)

藤原氏三 北家丙・魚名流と南家・式家・京家(巻五)

源氏 甲 (一帖か二帖か不明)

源氏 乙上 清和源氏上

源氏 乙下 清和源氏下

このほか平・橘・紀ほかの諸氏や散佚した帝王系図・諸道系図が考えられる。

これらの十帖は、洞院公定の書状によって、永和二年秋には既に中書本がほぼ完成していたことを知りうる。公定は三條公忠に、公忠の一流が載っている巻三(彼の一流は、北家甲の第二編に収められている)を送って披閱を請うた上、誤を正し漏れた点を補って、後日、浄書本を作ったのであろう。

なお、公定の書状中の「先上の中書進上候」を「先、上(帖)の中(編)を書し進上し候」と読めば、上帖(北家甲)の中(第二編)は三条公忠の一流、閑院流だけに相当することになり、非常に都合よいのではあるが、上文「中書ハ当流二巻候」との関係で、ここでは中書本の意味に理解した。

では、姓戸録(姓戸六)とは、どのような書物であろうか。公定が公忠に「本朝、姓戸を始めて定められ候て人臣に賜はり候最初の濫觴は、何代に候哉」と質問しているところから、やはり系図の編集と関係があるものに違いない。「系図の次に召替さるべく候の由」云々を「召返さるべく候の由」と読んでよいとするならば、かつて公忠に貸してあつた姓戸録を再三返却を求めているようにも読める。

さて、伏見宮旧蔵(現、宮内庁書陵部蔵)の室町時代初め頃の書写と思われる一書に『姓戸録』がある。原表紙の外題には、

姓戸録 名字抄 諸殿舎

とあり、楮紙四十七丁(二六・一×一五・九)の列帖装の冊子本である。この書物の目録には、

目録

姓戸録 名字鈔 宮城 方角神社

年齒 院町 時異名 祓

七瀬 平出字 闕字 寿量

本朝人数 大唐十道 九州

とある。この目録について本文をみていくと、姓戸録に相当する部分は、姓抄上・姓抄中・姓抄下とあって、例えば、姓抄上では、まず戸の一覽をのせて、次にそれぞれの戸をもつ二字姓、三字姓、一字姓をこの順序で列挙している。

朝臣 真人 宿祿 連

公首 臣 造

直 忌寸 縣主 村主

使主人 伊美吉 史

勝部氏 阿祇

朝臣

藤原 良峯 菅原 大江

在原 高階 中臣 南淵(以下略)

このように書き出している。三字姓の朝臣は大中臣等であり、一字姓の朝臣は源平橘紀等である。姓抄中では、四字姓、五字姓についてである。例えば中臣熊凝(朝臣)、上毛野坂本(朝臣)の類。姓抄下は無戸の姓を二字姓、三字姓、一字姓の順に列挙している。これらの後に、姓抄或本として、他の本に載っている津島(朝臣)・池上(真人)・間人(宿祿)等を追補してある。以上が、姓戸録ないしは姓抄の部分である。

る。全二十三丁。

次にある名字抄は、同訓の名字を列挙したもので、例えば、次のごとくである。全八丁。

俊止志

利敏載年歳稔逸聡明智順

姓戸録・名字抄以外の部分全十四丁の紹介は省くが、この書物の中心は、姓と戸と名字とにあることは、お分りいただけよう。姓抄上に朝臣の戸として掲げられている姓は一四五、真人の姓は三七、宿祿は二四七に及んでいる。この伏見宮旧蔵の『姓戸録』とは断言できないが、恐らくこのような書物が公定の返却を求めていた「姓戸録」であったと推定することができないであろうか。公定は、尊卑分脈の各姓の系図の書き出しに、必ず姓と戸とを載せていたと推測することは可能である。前掲の卷三・卷四の巻題では、次に

●●藤原 姓 ●●朝臣 戸

と記している。こういったことから、諸氏諸道系図の編集上、姓戸録を至急手許に置きたかったのではあるまいか。

この伏見宮旧蔵の『姓戸録』と類似の書物には、『姓名録鈔』(改訂史籍集覧二七)や『二中歴』第九 姓戸・名字の項などがあるが、ほとんど同じ書物も存在している。それは、尊卑分脈の編者で今その書状を問題としてきた洞院公定の祖父にあたる洞院公賢が編集し、中世の日用便覧乃至は百科事書ともいわれる『拾芥抄』中巻第五姓戸録部有人名録である。『姓戸録』の紹介では触れなかった部分、例えば宮城なども、『拾芥抄』によるとみられないこともない。両者の関係は当面の問題ではないから深入りしないことにして、公定が公忠充の書状で求めた「姓戸録」とは、公定の祖父公賢編著の『拾芥抄』から、その一部を独立させた書物である可能性が強いという点を指摘しておくにとどめよう。